



4つの催しもののご案内を頂きました。本会の主催行事ではありませんが、皆様においでいただきたく、ご案内いたします。

# 平和のための「戦争展」'08

7月9日(水)～19日(土)  
 小川町図書館・地階ギャラリー  
 ※入場無料・但し月曜日休館

■日本の加害を考える資料 ■現代の戦争 ～イラク戦争の実態～  
 ■憲法9条の今 おがわ町9条の会

主催：小川町戦争展'08 実行委員会  
 後援：小川町教育委員会

# 合唱構成ミュージカル・'08 公演 はしれぞうれっしゃ

7月20日(日) 午後2時  
 パトリアおがわホール※入場無料  
 主催：小川町親子で歌う会  
 後援：小川町教育委員会

- 「音楽から見えてくる平和」湯川れい子講演会  
 日時：7月20日(日)午後1時30分 会場：鳩山町「ふれあいセンター」  
 主催：九条の会・鳩山(☎049-296-7143)
- 「熊谷も空襲を受けた!」戦争体験を聞く会  
 日時：7月13日(日)午後1時30分 会場：「松葉町内会館」  
 主催：東松山九条の会(☎0493-23-3435)

## おがわ町九条の会 ≪資料集≫ を発行

去る4月17日、名古屋高等裁判所で、「航空自衛隊のイラク派遣違憲判決」が出されました。おがわ町九条の会では「実際の判決文を学習したい」という要望に応じて、「資料集」(56頁)を発行しました。名古屋高裁判決をはじめ、地裁判決、弁護団声明、新聞社説を集めてみました。また、これを機会に、裁判所の憲法判断の画期となった、50年前の「砂川事件」の裁判記録も収録しました。ご入用の方は事務局までご連絡ください。

### ≪資料集≫

## 航空自衛隊イラク派遣違憲裁判 砂川事件判決

- 1 航空自衛隊イラク派遣違憲裁判
  - ① 名古屋高等裁判所判決(確定).....1
  - ② 名古屋地方裁判所判決.....20
  - ③ 弁護団 声明.....28
  - ④ 新聞社説.....32
- 2 砂川事件
  - ① 最高裁判所判決(確定).....42
  - ② 東京地方裁判所判決(伊達判決).....51
  - あとがき.....56

**砂川事件とは**  
 1957年(昭和32年)7月8日、東京調達局が東京都北多摩郡砂川町(現在の立川市内)にあるアメリカ軍の立川基地拡張のための測量をおこなったさい、基地拡張に反対するデモ隊の一部が、アメリカ軍基地の立ち入り禁止の境界柵を壊し、基地内に数m立ち入ったとして、デモ隊のうち7名が刑事特別法違反で起訴された事件。  
 この事件は、安保体制と憲法体制との矛盾を端的に示す政治的に極めて重要なものであることから大いに論議を呼んだ。東京地裁の一番は、安保条約にもとづく米軍の駐留自体が憲法違反であるとして、被告らに無罪とした。政府・検察側は高裁の審理を飛ばして最高裁に持ち込む異例の「跳躍上告」をおこない、最高裁はいわゆる「統治行為論」を盾に一番の違憲判決を破棄し、被告らを有罪とした。この最高裁判決に対しては強い批判がわき起こったが、最高裁が用いた「統治行為論」は、その後の安保・防衛問題に関わる訴訟で裁判官の判断を強くしぼり、違憲判決を出しにくくさせる効果を発揮した。  
 2008年4月機密指定を解除された米公文書の調査から、東京地裁の「米軍駐留は憲法違反」との判決を受けて、時の駐日大使ダグラス・マッカーサー2世が、同判決の破棄を狙って、外務大臣藤山愛一郎に最高裁への跳躍上告を促す外交圧力をかけたり、最高裁長官・田中と密談するなど露骨な介入を行っていたことが明らかになった。

おがわ町九条の会

# イラクでの米軍空輸は違憲

名古屋高裁判決(2008年4月17日)  
学習会からの報告

6月28日小川町立図書館大会議室で憲法学習会がひらかれ、東松山と吉見からの人もふくめて13人が参加しました。この日のテーマは、4月に名古屋高等裁判所が下した、航空自衛隊のイラクでの活動は憲法違反であるとした判決文の学習です。おがわ町九条の会がこのほど編集した判決全文などを収めた資料集がテキスト(別頁参照)でした。

## 画期的な判決

話し合いのなかで、この判決が次の点で非常に画期的なものであることが確認されました。①航空自衛隊の空輸活動は憲法9条に違反する活動を含んでいる、とした点。②憲法前文の「平和的生存権」をすべての基本的人権の基礎となる「基底的权利」であるとしたこと。③さらにこの平和的生存権は、単なる抽象的理想の表明というのではなく、私たちが政府の行為の差止めや、政府への損害賠償を請求することのできる具体的な権利であるとしたこと。④また、砂川事件の最高裁判決が示した「統治行為論」(高度に政治的な問題は裁判所が判断をすべきでないという論)を打ち破った判決であることも高く評価されました。

## 「違憲判断は『傍論』?!」

この判決の違憲判断について、政府や一部マスコミが「違憲判断は『傍論』にすぎない」ときめつけていますが、「傍論」という表現が、判決文中に章節のように書かれているわけではありません。違憲判断は不必要な「傍論」などではなく、原告の訴えを審理するうえで必要な、いわば「本論」であること。政府などがこの判決を無意味なもののように描き、「傍論すぎない」と強調するのは、逆にこの判決で大きな打撃を受けている証拠であることが明らかになりました。

## 「無責任な『最後っ屁』?!」

また、この判決を下した裁判長が、判決日には退官していることを取り上げ、無責任な「最後っ屁」だと非難する声があることも話題となりました。しかし、判決は3人の裁判官の合議によるものであり、1人が退官しても2人は在職しているのだから、「辞める人だから無責任な判決が書けた」というものではないと確認されました。

## 九条を力に

約2時間の学習会は、たいへん充実した、たのしい雰囲気で行進し、最後にこの判決を力に九条の会の運動をさらに強めひろげていくことの大切さを確認しながら終了しました。

# リレーメッセージ



「聞いて!聞いて!私の声」・・・「おがわ町九条の会」では町のみなさんのいろいろな声を集めてゆきます。「九条へのおもい」「平和への願い」「現状への不平・不満」などなど、みんなに聞いてもらいたいことを、どうか事務局までお届けください(匿名でも結構です)。

## 私の太平洋戦争の思い出と体験

木呂子 栗嶋 勝

戦後63年。戦争の恐ろしさと恐怖をいやというほど味わいました。私は昭和18年4月横浜市鶴見区潮田町下野谷国民学校へ入学、父親は現在の旭ガラスに勤務しておりました。

私が入学間もなく父は体調をくずし、現在の東京都清瀬病院に入院し、私たち母子四人は父の実家、滑川町月の輪へ転居、わずかながらの耕作地で細々と暮らし、父の入院中は病の状況をうかがいに月に1回は必ず病院へ電車で母子四人で行きました。しかしながら薬の効果もなく、父は昭和19年4月23日に死亡しました。残された母子四人で、物、食糧難を乗り切ろうとがんばりました。

戦時中東松山に唐子飛行場が建設され、まだ未完成でしたが、毎日のようにグラマン戦闘機が攻撃にやってきました。私はこの目で戦闘機の乗組員の姿を見ました。東京の大空襲の時には、每晚南の空が真っ赤に染まって見えました。また、東の空では熊谷市上空も真っ赤に染まって見えました。戦争の恐ろしさを感じました。母は体調を崩して昭和20年12月22日この世を去りました。父は私が八歳、母親は九歳の時でした。

その後、家の柱をなくした私たちは母親の実家、小川町能増へ引き取られ、母親の実母の世話になりましたが、当時の実家は大農家でしたが、家族も多く、とても面倒は見られないということで、弟、妹は他家へ養子に行くことになりました。私は兄なので農業を手伝いながら、新制中学校まで出させていただきました。二十四歳まで、農業、酪農搾乳手伝いをやりました。大変良い体験を得られました。

25歳の時、親戚の叔父の紹介で現在の小川町木呂子へ養子縁組みで来ました。その後家族も息災で、子供二人も自立し、孫も7人もうけ現在に至っています。

私の故郷は4か所、最後の生息地となったこの木呂子の、環境に恵まれた静かな山村で人生を過ごしたいです。戦争はもうこりごりです。現在の世相は誠にお粗末すぎます。思いやり、親切さがなく、自分だけよければ良いという、道徳心が欠けています。お互いに手を取り合って皆で考えて見ましょう。



## ◆おがわ町九条の会第四回総会

9月7日(日) 図書館

記念講演:小森陽一(九条の会事務局長)

## ◆第三回町民コンサート

10月11日(土) パトリアおがわ

